平成２９年（フ）第７５号
神奈川県綾瀬市落合南４丁目６番１号　アンプルールフェール長坂201
債務者　柴崎　英之
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地の１　南台ハイツＡ１棟101号
債務者　重田　俊彦
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８号
横浜市都筑区北山田１丁目１番36―602号
債務者　木下　　剛
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２号
横浜市都筑区荏田南４丁目16番２号
債務者　中川　徳治
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９８５号
神奈川県厚木市長谷1506番地１　レオパレス山都107、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市鶴が台15番７―303号
債務者　岡　　典史
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５０５号
横浜市神奈川区六角橋３丁目12番19号　ピアＫ108号
債務者　掲野　安広
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５４８号
横浜市南区別所４丁目14番９号　上大岡ＨＩＬＬＳ　ＷＥＳＴ　301
債務者　山杉　里江
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５７３号
神奈川県藤沢市大庭5586番地の２　クレストール202
債務者　長崎　隆児
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７０２号
神奈川県綾瀬市早川3164番地７
債務者　内藤　正克
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７０３号
神奈川県綾瀬市早川3164番地７
債務者　内藤　祐子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０７号
東京都八王子市大和田町４丁目21番12号
債務者　原　絵里子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２５４号
東京都八王子市散田町４丁目４番１号ブルーラック102号
債務者　高松　　恵（旧姓アジェイ）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２７８号
福岡県宗像市樟陽台２丁目12番地24
破産者　有限会社三栄
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１９号
群馬県富岡市相野田389番地１
破産者　有限会社アプリ
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６６２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字野入465番地１
破産者　有限会社大新工業
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９７号
静岡県富士市厚原1402番地の７
破産者　佐野　智香
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第９７９号
福岡市中央区長浜２丁目２番18号
破産者　大榮鯨株式会社
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部